

第1号様式（第4条関係）

年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)

所在地

名 称

代表者

年度において、下記のとおり地熱利用設備導入事業を実施したいので、補助金 円  
を交付されるよう、大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係  
書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 国補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 国補助金の交付申請書の写し
- (5) 事業を実施するのに要する経費の内訳が分かる資料
- (6) 導入予定設備の概要が分かる資料
- (7) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

収支予算書

1 補助対象経費等

国補助金の交付額の算定に用いられた額（補助基本額）①	国補助金の交付決定額②	補助対象経費（①－②）
円	円	円
補助金額		
		円

2 収 入

項 目	予 算 額	備 考
国補助金	円	
県費補助金	円	
計	円	

3 支 出

項 目	予 算 額	備 考
計	円	

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつて事務所所在地]

所在地

.....  
(ふりがな)

名 称

.....  
(ふりがな)

代表者氏名

代表者生年月日

代表者性別

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第4号様式（第5条関係）

年度大分県地熱利用設備導入支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地熱利用設備導入支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地熱  
利用設備導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県地熱利用設備  
導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |
| 5 | その他<br>(1) 別紙を添付すること。<br>(2) その他参考となる書類<br>消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。 |   |   |

別紙

年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金に係る消費税等  
仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- 2 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、国補助金で申請が必要な変更以外の変更で補助金の額に変更を及ぼさない変更とする。

(備考)

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地熱利用  
設備導入支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大  
分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

(補助金振込先口座)

- ・振込先銀行名 銀行 本・支店
- ・口座名義
- ・口座種別 普通・当座
- ・口座番号

第8号様式（第11条関係）

年度大分県地熱利用設備導入支援事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地熱利用設備導入支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支精算書（第9号様式）
- (2) 国補助金の交付額確定通知書の写し
- (3) 国補助金の完了実績報告書の写し
- (4) 契約書又は見積書の写し
- (5) 完成写真
- (6) 検査調書の写し
- (7) 領収書又は請求書の写し
- (8) 財産管理台帳の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

収支精算書

1 補助対象経費等

国補助金の交付額の算定に用いられた額（補助基本額）①	国補助金の交付確定額②	補助対象経費（①－②）
円	円	円
補助金額		
円		

2 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
国補助金	円	円	円	
県費補助金	円	円	円	
計	円	円	円	

3 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

第10号様式（第12条関係）

年度大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県地熱利用設備導入支援事業実績報告書に  
基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額  
円については、金 円に確定したので、大分県地熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱  
第12条の規定により通知します。